

経営トピックス

Management topics



社員を守る、会社を守る下請法
～下請法の徹底活用術～

町田市経営診断協会 木村 充 (中小企業診断士)

る発注者の義務などに違反している可能性があります。本稿では、受注者の取引上のトラブルや悩みを解決・改善する手立てとして「下請法」を取上げ、その対処法を紹介します。

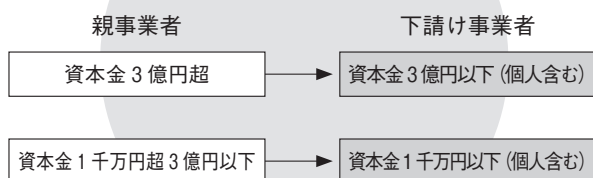
●「下請法」を知る

●目的

「下請法」の正式名称は、「下請代金支払遅延等防止法」です。同法は、下請事業者（受注者）の利益保護の観点から、親事業者（発注者）に対して、取引上遵守すべき事項を定め、両者間の取引の適正化を目指しています。

●下請事業者にとって大切なポイント
一点目は、発注者と受注者が、同法に定める「親事業者」、「下請事業者」に該当するか、です。適用要件は、事業者の資本金規模と取引内容のよって決まります。次の図はその一例です。

例) 物品の製造・修理委託などの場合



二点目は、同法が定める親事業者に課した義務などについて、理解を深めておくことです。

同法では、親事業者に対し、4つの義務と11の禁止事項を定めています。

4つの義務は、①書面の交付、②書面の作成と保管義務、③下請代金の支払期日を決めること、④遅延利息の支払義務、です。親事業者にとって口頭での発注は許されず、契約内容を記した書面の作成・交付が必要です。また、物品などを受領した日から60日以内の支払期日を定める必要もあります。

禁止事項は11種の類型が示されています。主なものは、支払に関する事項（受領拒否、支払遅延・減額・買いたたきなど）、親事業者の優越的地位を利用した行為（購入強制・報復措置・不当なやり直しなど）です。

●取引上のトラブルへの対処法

親事業者に対して、どのように交渉すればよいのか、下請事業者として、悩みを抱えている場合には、専門家への相談をお勧めします。本稿では、47都道府県に設置されている「下請かけこみ寺」を紹介します。

主な支援活動は、弁護士など専門家相談、及び調停による紛争解決です。専門家相談では、親事業者との交渉において、役立つ対処法など、具体的な助言を得ることができます。例えば、親事業者の行為が法律に抵触している事実についての指摘の仕方、内容証明付き郵便の利用など、です。なお、有

益な助言を得るためには、契約内容や経緯をできるだけ正確に整理し、専門家に説明する事が望まれます。

また、当事者同士の交渉で合意に至らない場合、調停による紛争解決という手段も考えられます。弁護士を調停人として、簡易迅速な解決を目指します。(調停期間は3か月ほどです)

なお、専門家相談や調停手続きは、原則無料です。

●社員や会社を守るために

最近、親事業者の働き方改革の一貫として残業削減が進み、下請事業者に対して、業務の肩代わり要求や過度な短納期発注などが散見されるようになりました。

受注側の事業者として、「下請法」の観点から、日常の取引をチェックする事によって、取引上のトラブルや社員への悪影響を回避することができます。また、発生したトラブルに対しては、「下請かけこみ寺」など公的機関の積極的な利用により、迅速な解決が期待できるでしょう。

参考

①公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/shta/kei/>

②中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/tonhiki/daijin.htm>

③下請かけこみ寺活用事例集

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/pdf/jireishu28.pdf>

事例1 発注者は口頭で注文を出し、頻繁な変更が原因で、社員は残業が続き、人件費などコスト増分を認めてくれそうもない。
事例2 当初納期に数日間に合わなかったことを理由に、支払を拒否されている。原因は発注者の仕様決定の遅れなのだが…。

これらの事例は、「下請法」に定め